

令和 6年度

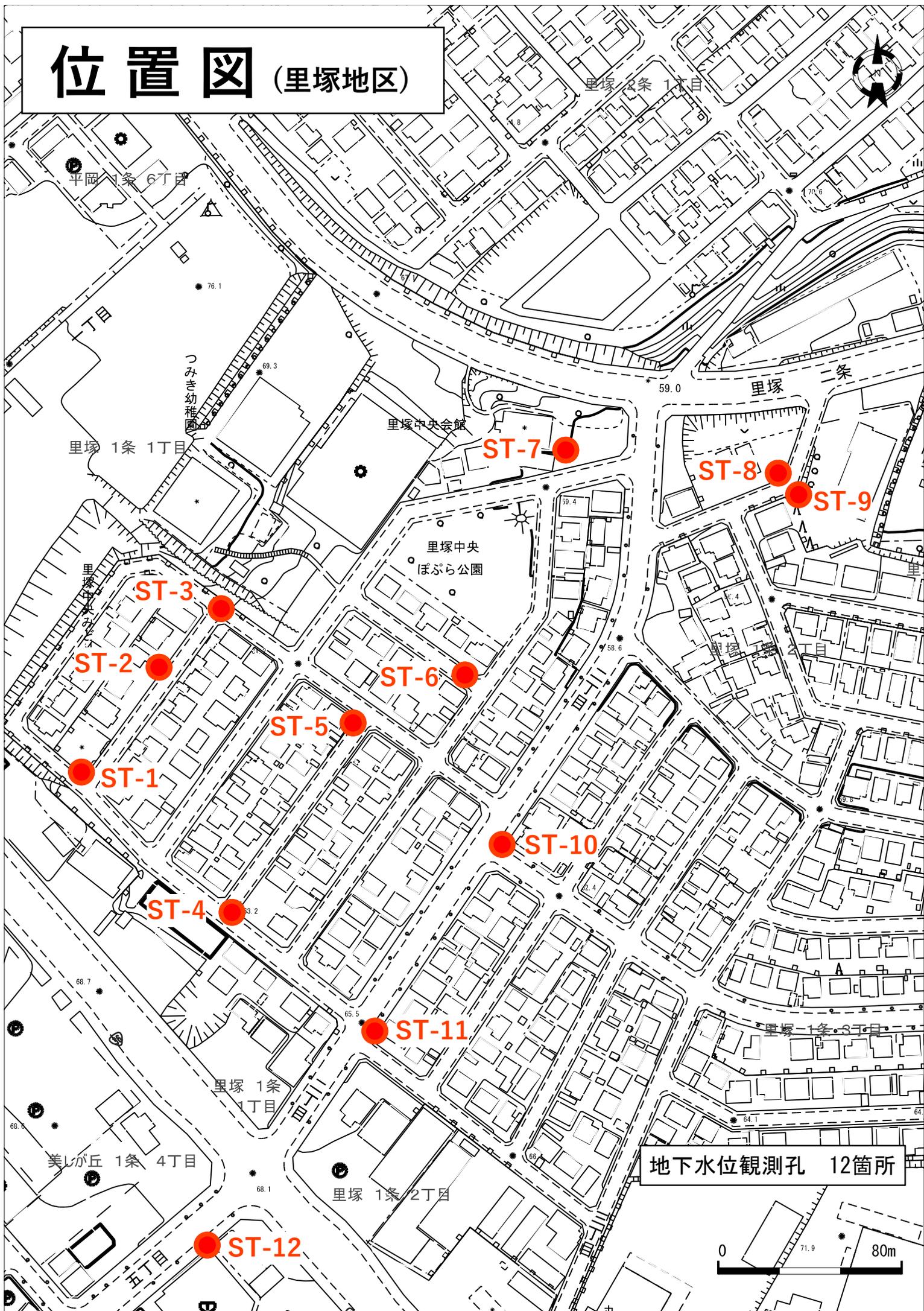
業務設計書（公示用）

業務名： 令和6年度 滑動崩落対策施設 地下水位観測業務（里塚地区ほか3
地区）

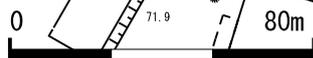
令和 6年 5月 単価適用

都市局 市街地整備部 開発指導課

位置図 (里塚地区)



地下水位観測孔 12箇所

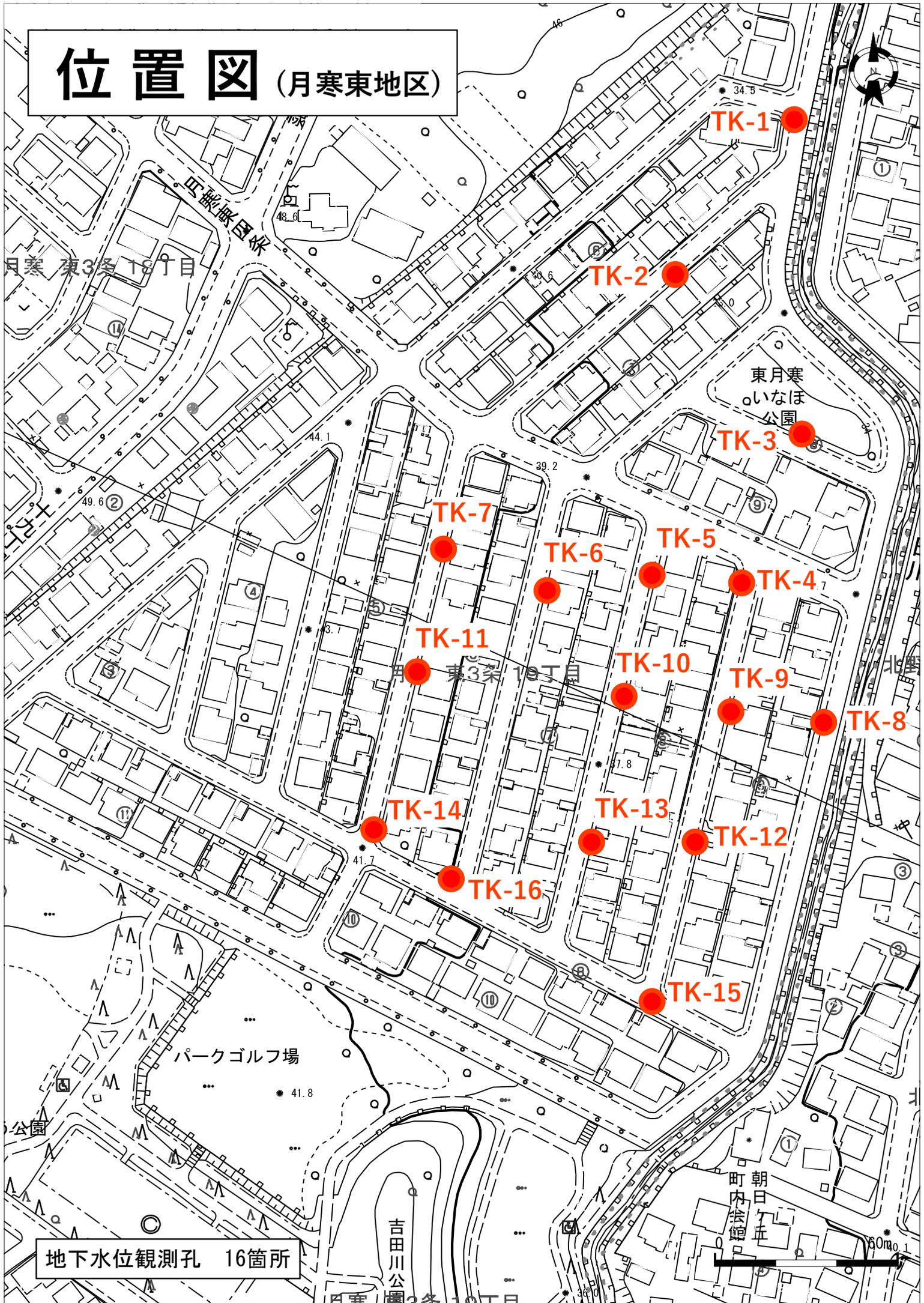


位置図 (美しが丘地区)



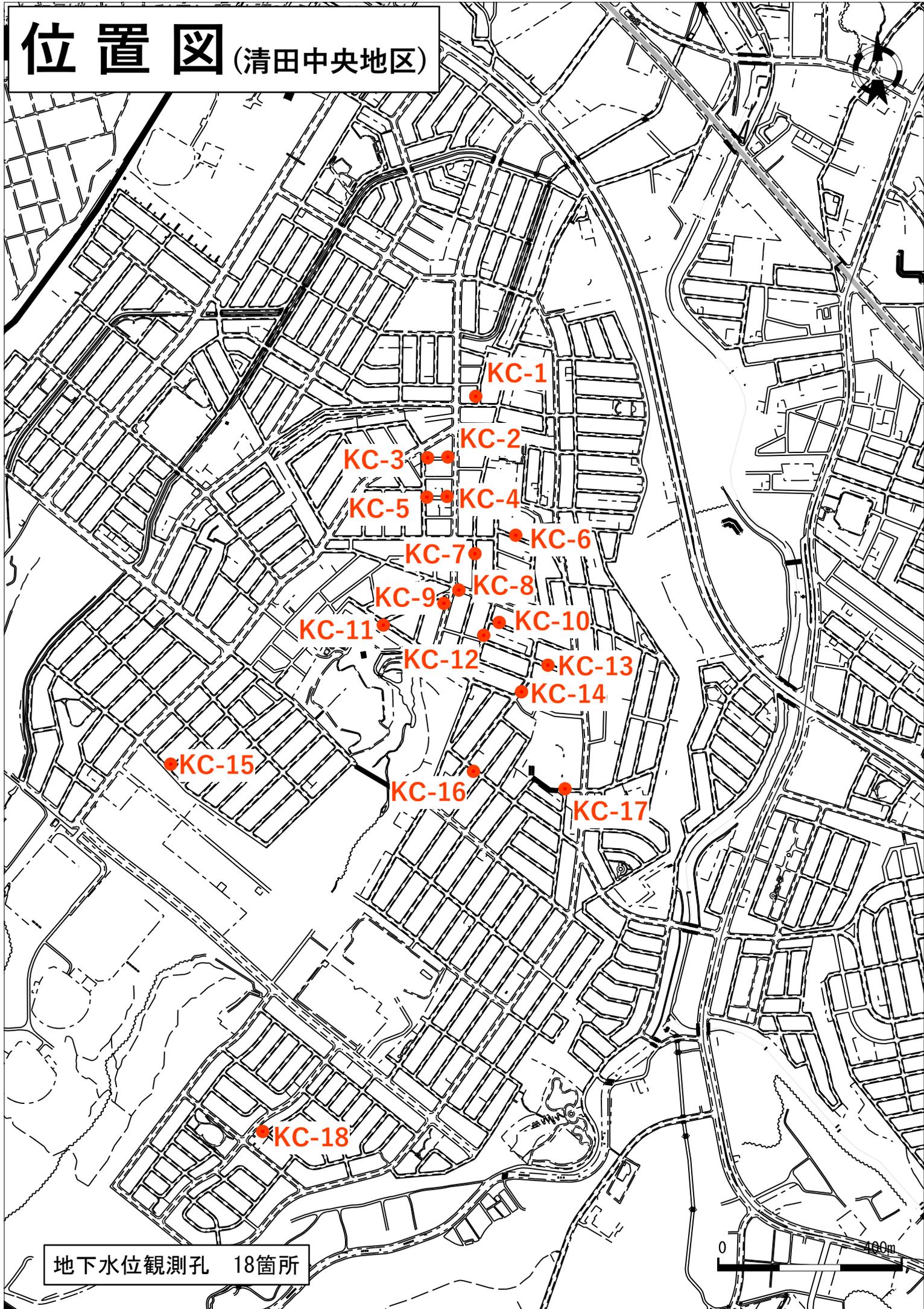
地下水位観測孔 20箇所

位置図 (月寒東地区)



地下水位観測孔 16箇所

位置図 (清田中央地区)



地下水位観測孔 18箇所

業務説明書

1. 概要
地下水調査：一式 コンサルタント業務：一式

2. 場所
札幌市清田区里塚1条1丁目・美しが丘2条7丁目 豊平区月寒東3条19丁目・清田区清田6条2丁目
3. 期間
契約書に示す着手の日から令和 7年 2月25日までとする。
4. 図面
別添のとおり(位置図)
5. 仕様書
大規模盛土滑動崩落対策施設維持管理マニュアル、その他関連資料、特記仕様書による。

6. 特記仕様書
別添のとおり。

令和6年度 滑動崩落対策施設 地下水位観測業務（里塚地区ほか3地区）

特記仕様書

1 総則

- (1) 本特記仕様書は、「令和6年度 滑動崩落対策施設 地下水位観測業務（里塚地区ほか3地区）」に適用するものとする。
- (2) 本業務は、本特記仕様書のほか札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、札幌市委託業務契約書、設計図書等に基づき行うものとする。
- (3) (2)は、本業務に必要な事項のうち主要な事項を示すものであり、これに指示のない事項であっても、業務上必要な事項については、受託者の責任において行うものとする。
- (4) 受託者は、委託者と連絡を密にとり業務を進めるものとする。
- (5) 現地水位観測調査等の作業時においては、労働安全衛生規則等の各種法令を遵守するとともに、必要な安全対策等の措置は受注者が責任を持って行うこと。
- (6) 調査後は、整理清掃を行い現状に復すること。
- (7) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (8) 受託者は、本業務完了後であっても本市より説明を求められた場合は、速やかに担当者を派遣し、説明を行うものとする。

2 目的

本業務は、北海道胆振東部地震で被災し対策工事を行った地区において、地区内の地下水位を観測することを目的としている。また、地下水位観測孔カルテの更新を行い、過年度業務の成果を利用して当該地区の地下水位の特性等(暗渠排水施設との関連性を含む)を分析し検討を行うものである。

3 業務の実施期間

本業務の実施期間は、契約時から令和7年2月25日までとする。

4 業務箇所(位置図参照)

札幌市清田区里塚1条1丁目周辺

札幌市清田区美しが丘2条7丁目周辺

札幌市豊平区月寒東3条19丁目周辺

札幌市清田区清田6条2丁目周辺

5 業務の詳細

業務の詳細については、委託者と協議の上、決定するものとする。協議による業務内容の変更および現場条件による数量変更等が生じた場合、また、現場状況や関係機関協議により安全対策に関する措置が変更となった場合は契約変更の対象となるため委託者と協議すること。

6 業務内容

本業務の内容は以下のとおりである。

<地下水位観測業務>

- (1) 地下水位観測
- (2) 地下水位観測孔メンテナンス

<コンサルティング業務>

- (1) 計画準備
- (2) 地盤特性検討
- (3) 報告書作成

6-1 地下水位観測業務

(1) 地下水位観測

地下水位観測は、対策実施地区内の地下水位が安定的に推移しているか確認することを目的としている。観測回数は、66箇所×2回を想定しているが、観測時期については業務主任と協議すること。現地には、MODEL-4800 S&DL mini および MODEL-4900 S&DL mini (応用地質株式会社)の水圧計と大気圧計が設置されている。S&DL mini ソフトウェアをダウンロードした上、専用のクレードルやオプティカルリーダを使用してデータを取得し、過年度の成果をもとに水位等の変動グラフを更新する。なおグラフには、取得した水位と水温のほか、本市が提供する気温、降雨量、積雪量、維持管理マニュアル基準水位を記載することとする。降雨や融水が保護蓋や路盤を経由して観測孔に入ることがあるため、異常値排除フローにより処理するかを業務主任と協議すること。大幅に変動がある場合等については、提供データ、対策工法及び当該地の地盤特性等から想定される原因を整理するとともに、対策に必要な検討事項について整理すること。また観測孔等に異常がある場合については報告をすること。

(2) 地下水位観測孔メンテナンス

地下水位観測を行う際に観測孔や水圧計などが汚れている、破損等を確認した場合は業務主任に報告し対処すること。

6-2 コンサルティング業務

(1) 計画準備

本業務を実施するにあたり、契約図書・指示事項及び「札幌市大規模盛土造成地変動予測調のための地盤調査マニュアル」(以下「地盤調査マニュアル」という。)、「大規模盛土滑動崩落防止施設に関する維持管理について(マニュアル案)」(以下「維持管理マニュアル」という。)を含む貸与資料を把握するとともに過年度業務の成果(問題点等)を確認し、得られた情報を勘案して工程を含めた業務計画を作成する。

(2) 地盤特性検討

過年度及び本業務の観測結果及び他発注業務暗渠排水施設点検・カメラ調査業務成果等(管内状況映像データ貸与)を基に、当該地の地下水位特性や暗渠排水施設の管内状況と地下水位の関係性(清掃作業に伴う地下水位への影響)等、水位観測計等の観測機器の設置状況等、対策施設の維持管理に係る現状・特性を総合的に検討し、維持管理マニュアルの検証と必要な改善、観測機器の更新の考え方等について提案すること。また、現在の基準水位等の見直しが必要と判断された場合は別途、委託者と協議すること。

(3) 報告書作成

業務内容について、各観測孔カルテを更新し検討結果及び提案事項も含め報告書を作成するものとする。また、報告書の概要版も作成するものとする。

7 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、業務完了時に行うものとし、主任技術者(管理技術者)が同席するものとする。

8 成果品の提出

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品運用ガイドライン(案)[土木業務編](以下「電子納品ガイドライン」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

成果品は「電子納品ガイドライン」に基づいて再生した電子データを電子媒体で提出する。「電子納品ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「電子納品ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は委託者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品ガイドライン」に基づいて行うものとする。成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

(1) 成果品

- ① 報告書(紙資料) : 1部
- ② 報告書電子データ : 2部

(2) 提出場所: 札幌市 都市局 市街地整備部 開発指導課

9 照査

照査は、業務の主要な区切り及び業務完了前に次の事項に関して照査する。

- (1) 本仕様書及びその他の諸基準との整合
- (2) 打合せ記録との整合
- (3) 成果品に対する主任技術者、照査技術者による検証

10 資格要件

本業務に従事する主任技術者及び照査技術者は、以下の資格のうちいずれかを有する者とする。

- (1) 技術士 総合技術監理部門「建設－土質及び基礎」
- (2) 技術士 建設部門「土質及び基礎」
- (3) 地盤品質判定士
- (4) RCCM 地質、土質及び基礎部門

11 書類に関する事項

- (1) 本業務委託に係る業務計画書及び業務工程表を作成し保存するとともに、契約の締結後速やかに提出すること。
- (2) 現場作業等で身分証明書が必要な場合は、「身分証明書交付願」（様式1）を作成し、委託者に提出すること。なお、身分証明書は現場作業等が完了した段階で速やかに返却すること。
- (3) 業務の進捗を報告するため、「業務月報報告書」（様式2）に「業務月報」（様式3）を添付し、翌月初めに委託者に提出するものとする。
- (4) 受託者及び委託者は、指示、承諾、協議、検査及び確認などについては、打ち合わせ簿（様式4）で行わなければならない。なお、打合せ簿については、双方が署名又は押印した原本を委託者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。

12 著作権の帰属

本業務の成果物に関する著作権は本市に帰属するものとし、受託者は本業務の成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を本市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作人格権を本市又は本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、受託者は本市に対し、本業務で制作したものが第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

13 その他

- (1) 本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏えいしてはならない。
- (2) 本業務調査結果並びに成果品については本市の同意なくして使用してはならない。
- (3) 業務内容について、不明な点や疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (4) 業務の履行に必要な用具及び資機材はすべて受託者の負担とする。

(様式1)

令和 年 月 日

札幌市長 宛

受託者 (住所)

(氏名)

土地立入証 (身分証明書) 交付願

委託業務番号

業 務 名

上記業務実施のため、調査・測量に係わる調査員は下記の 名を従事させますので、身分証明書の交付を申請します。

尚、この証明書は業務完了後速やかに返却いたします。

有効期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

記

交付番号	氏 名	生 年 月 日	年 齢

※ A4版 (縦長) とする。

(様式2)

課長	係長	係

業務月報報告書

委託業務番号

業務名

受託者 (住所)

(氏名)

履行期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記業務にともなう業務月報を別紙のとおり提出いたします、

業務月報提出期間

自 : 令和 年 月 日

至 : 令和 年 月 日

【受託者】 主任技術者

印

(様式3)

業務月報

打ち合わせ簿

業務累積日数 日

委託業務番号

業務名

期間			主任技術者 氏名	印	
作業内容	作業量		作業内容	作業状況	
	当月	%		当月	%
	累計	%		累計	%
	当月	%		当月	%
	累計	%		累計	%
	当月	%		当月	%
	累計	%		累計	%
	当月	%		当月	%
	累計	%		累計	%
	当月	%		当月	%
	累計	%		累計	%
	当月	%		当月	%
	累計	%		累計	%

※1 A4版(縦長)とする。

※2 当該業務における主要作業項目を全て記載し、当月に作業を行った項目について当月・累計を記入し、それ以外については累計のみ記入する。

(様式4)

打ち合わせ簿

[確認・指示・承諾・協議]

業務名		担当職員		業務主任	業務員
		署名			
受託者名		役職名		主任技術者	担当技術者等
		署名			
協議年月日	令和 年 月 日				
記載者					
協議事項					
合意事項					

協議簿最終取交し日

令和 年 月 日

協議簿通し番号 No.

令和6年度 滑動崩落対策施設 地下水位観測業務(里塚地区ほか3地区)

項目・工種・種別	数 量	単 位
地下水調査		
地下水位観測・資料整理	132	箇所・回
地下水位観測孔メンテナンス	1	業務
打合せ	1	式
資料とりまとめ	1	式
水位計センサー	2	基
コンサルティング		
計画準備	1	業務
地盤特性検討	1	業務
報告書作成	1	業務